

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月30日
【会社名】	富士通株式会社
【英訳名】	FUJITSU LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 正巳 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
【本店の所在の場所】	(上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。)
【電話番号】	044(777)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	法務本部コーポレート法務部 部長 紫関 康次
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号(汐留シティセンター)
【電話番号】	03(6352)2220(代表)
【事務連絡者氏名】	法務本部コーポレート法務部 部長 紫関 康次
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【提出理由】

当社の財政状況、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき臨時報告書を提出するものがあります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年4月30日(当社取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社であるFujitsu Services Holdings PLC(以下、F S)において、業績が悪化していることに加え、改訂された「従業員給付」(IAS第19号 平成23年6月16日)を平成26年3月期期首より適用することに伴い、再測定された確定給付負債の純額(数理計算上の差異等)を純資産の部に一時に認識することによりF Sの純資産額が大幅に減少することとなることから、概ね5年以内での純資産額の回復による回収見込額が投資簿価を下回るため、株式評価損を計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

上記事象により、平成24年度の個別決算において、特別損失1,060億円を計上いたしました。

以上